

公 平 委 員 会 臨 時 会 次 第

日 時 令和 7 年 3 月 2 4 日 (月) 午前 1 1 時

場 所 朝霞市役所 選挙管理委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和 6 年度 実績報告について

(2) 令和 7 年度 関係団体の研修会等の予定について

3 その他

4 閉 会

令和6年度 公平委員会実績報告

1 公平委員会事務

① 地方公務員法第8条第2項に定められている事務

	事 務	件数
1	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること	なし
2	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること	なし
3	職員の苦情を処理すること	なし
4	法律に基づきその権限に属せしめられた事務	なし

② 再就職者からの要求についての届出（地方公務員法第38条の2第7項） なし

2 職員苦情相談の実績

2件

3 職員への周知

① 苦情相談制度の周知

職員に対し、別紙の周知文を庁内メールにより配信
令和6年4月・12月

② 再就職者から依頼等を受けた場合の届出の周知

職員に対し、別紙の通知を庁内メールにより配信
令和6年12月・令和7年3月

4 朝霞市公平委員会臨時会

令和7年3月24日（月）

- ・議題
- （1）令和6年度 実績報告について
 - （2）令和7年度 関係団体の研修会等の予定について

5 関係団体の研修会等

① 全国公平委員会連合会

(1) 本部研究会

令和6年7月29日・30日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、川島委員、須崎委員、職員（三井）

(2) 通常総会

令和6年11月1日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、須崎委員、職員（神頭、三井）

② 全国公平委員会連合会関東支部

(1) 総会及び第1回研究会

令和6年5月20日 埼玉県川口市

出席者：藤原委員長、川島委員、職員（佐藤）

(2) 第2回研究会

令和6年10月8日 埼玉県川口市

出席者：藤原委員長

③ 埼玉県公平委員会連合会

(1) 総会及び研究会

令和6年5月9日 埼玉県本庄市

出席者：藤原委員長、川島委員、職員（神頭、高橋）

令和7年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定

○埼玉県公平委員会連合会 総会・研修会 埼玉県八潮市
令和7年5月8日(木)

○全国公平委員会連合会関東支部 総会及び第1回研究会 茨城県北茨城市
令和7年5月14日(水)

○全国公平委員会連合会 本部研究会 東京都千代田区・日本教育会館
令和7年7月24日(木)・25日(金)

○全国公平委員会連合会関東支部 第2回研究会 茨城県北茨城市
令和7年10月22日(水)

○全国公平委員会連合会 通常総会 東京都千代田区・日本教育会館
令和7年10月31日(金)

※ 開催予定順

職員の皆さんへ 公平委員会の苦情相談制度を紹介します

苦情相談制度とは・・・

公平委員会では、職員の皆さんが勤務条件や人事管理に関する悩み等を解消することにより安心して仕事に専念できるよう、苦情相談に応じています。

対象は本市の一般職の職員で、条件附採用期間中の職員、会計年度任用職員を含みます。
(企業職員、技能労務職員、特別職の職員は対象となりません。)

相談できる内容は・・・

給与、手当、勤務時間、休暇等の勤務条件、職場でのいじめ・いやがらせ、執務環境に関する悩みなど、職場の人事管理について相談することができます。

(家族・家庭の問題などは対象ではありません。)

苦情相談がある場合は・・・

はじめに、事務職員(職員相談員)が相談に応じます。相談は原則として職員本人に限ります(代理人等による相談は原則としてできません)。

相談の申し出は、来局のほか、電話やメールも利用できます。

相談内容により、助言等のほか、必要に応じ相談者の了解のもとに、関係者に対し事情聴取、照会、その他の調査を行い、関係当事者に対し、指導、あっせん等を行います。

秘密厳守です！！

相談に関する秘密は厳守します。

相談に際して希望(名前を知られたくないなど)がある場合には申し出てください。

相談者の意向に沿いながら、解決に向けて一緒に考えます。

申し出・問合せ

朝霞市公平委員会 市役所別館4階45番(選挙管理委員会事務局内)

直通048-463-1042 内線2416

E-mail kouhei-soudan@city.asaka.lg.jp(苦情相談関係専用メール)

↓
(ハイフン)

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 1 4 日

職 員 各 位

朝霞市公平委員会

再就職者から依頼等を受けた場合の届出について（通知）

地方公務員法第 38 条の 2 により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前に在職していた地方公共団体の現職の職員に対し、当該企業等と在職していた団体との間の契約等事務について、要求・依頼をすることが禁止されています（別添資料を参照してください。）。
また、このような要求・依頼を再就職者から受けた職員は、同条第 7 項において、公平委員会に届け出ることが義務付けられており、職員の退職管理に関する規則（朝霞市公平委員会規則第 3 号）に基づき、別紙「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により、遅滞なく届け出る必要があります。

また、このような要求・依頼を再就職者から受けた職員は、同条第 7 項において、公平委員会に届け出ることが義務付けられており、職員の退職管理に関する規則（朝霞市公平委員会規則第 3 号）に基づき、別紙「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により、遅滞なく届け出る必要があります。

本件については昨年 12 月に通知したところですが、年度末を迎えるに当たりあらためて周知を図るため、再度通知いたします。

担当 公平委員会事務職員 高橋・佐藤・三井

内線 2 4 1 6

直通 0 4 8 - 4 6 3 - 1 0 4 2

別記様式（第 2 条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

朝霞市公平委員会委員長 宛て

地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな	生年月日（年齢）
氏名 ㊞	年 月 日生（ 歳）
所 属：	職 名：

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな	要求又は依頼が行われた日時
氏 名	年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属：	離職時の職名：

3 要求又は依頼の内容